

偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則

(平 18. 2. 8)

(目 的)

第 1 条 この規則は、偽造カード又は盗難カードにより、現金自動支払機（以下「A T M」という。）を通じて顧客資産の不正な引出しが行われた場合の対応等、A T Mを通じた金銭の引出し（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 35 条第 1 項第 3 号に定める保護預り有価証券を担保とした金銭の貸付けを含む。以下「A T M引出し」という。）のための機能を有するカード（以下「カード」という。）を発行する会員が遵守すべき事項を定め、投資者の保護を図るとともに、会員に対する信頼の確保に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 真正カード

約款等による会員との契約により顧客に交付されたカードであつて、金商法第 28 条第 8 項に定める有価証券関連業及び同法第 35 条第 1 項に定める付随業務に伴い顧客から預かった資産に係る A T M引出しのための機能を有するものをいう。

2 偽造カード

真正カード以外のカードその他これに類似するものをいう。

3 盗難カード

盗取された真正カードをいう。

(契約の締結)

第 3 条 会員は、カードを顧客（個人である場合に限る。以下同じ。）に交付するときは、次の各号に定める事項を書面により契約しなければならない。

1 偽造カードによる A T M引出しが行なされた顧客に対して、当該 A T M引出しによって引き出された金銭に相当する金額（当該 A T M引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引き落とされている場合は、その金額を含む。以下同じ。）の補償を行うこと。

2 次に掲げる事項のいずれにも該当するときは、盗難カードによる A T M引出しが行なされた顧客に対して、当該 A T M引出しによって引き出された金銭に相当する金額の補償を行うこと。

イ 当該顧客が当該盗難に気付いてから、速やかに会員への通知が行われていること。

ロ 会員の調査に対し、当該顧客より、遅滞なく、当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明が行われていること。

ハ 当該顧客が、警察署に当該盗難に係る届出を提出していることその他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを、会員に対し示していること。

2 会員は、前項第 1 号に定める偽造カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることを契約において定めることができる。

1 当該顧客の故意により当該 A T M引出しが行われたことを当該会員が証明した場合

2 会員が当該 A T M引出しについて善意でかつ過失がないこと及び当該顧客の重大な過失により当該 A T M引出しが行われたことを当該会員が証明した場合

- 3 会員は、第1項第2号に定める盗難カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることを契約において定めることができる。
- 1 当該顧客の故意により当該A T M引出しが行われたことを当該会員が証明した場合
 - 2 当該会員が当該A T M引出しについて善意でかつ過失がないこと及び次のいずれかに該当することを証明した場合
 - イ 当該A T M引出しが当該顧客の重大な過失により行われたこと。
 - ロ 当該A T M引出しが当該顧客の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われたこと。
 - ハ 当該顧客が、被害状況に係る当該会員に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
 - 3 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して真正カードが盗難にあったことを当該会員が証明した場合
 - 4 第1項第2号イに規定する会員への通知が、当該盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カードを用いて行われたA T M引出しが最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合
 - 5 当該A T M引出しが、第1項第2号イに規定する会員への通知がなされた日の30日（当該通知をすることができないやむを得ない事情があることを当該顧客が証明したときは、その事情が継続している期間の日数を加えた日数）前の日の前に行われていた場合
- 4 会員は、第1項第2号に定める盗難カードに係る補償について、当該会員が、当該A T M引出しが盗難カードを用いて行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び当該A T M引出しが当該顧客の過失（重大な過失を除く。）により行われたことを証明した場合は、その補償を行わなければならない金額を、当該A T M引出しによって引き出された金銭に相当する金額の4分の3に相当する金額又はそれ以上の金額で会員が任意に定めた金額とすることを契約において定めることができる。
- 5 会員は、第1項各号の規定に基づく補償を受けることができることとされる顧客に対し、次のいずれかに掲げる請求権の全部又は一部に係る支払に関する調整条項を契約において定めることができる。
- 1 偽造カード又は盗難カードを用いて行われたA T M引出しが弁済又は貸付けの効力を有しない場合に当該顧客が当該会員に対して有する当該A T M引出しに係る顧客資産の返還請求権
 - 2 偽造カード又は盗難カードを用いて行われたA T M引出しが弁済又は貸付けの効力を有する場合に当該顧客が当該A T M引出しを受けた者その他の第三者に対して有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権

（偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なA T M引出しの防止のための措置等）

- 第4条** 会員は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なA T M引出しの発生を防止するため、その業務の実情に応じたシステムの整備及び顧客に対する情報提供等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 会員は、前項の措置を講ずるに当たっては、これらの措置の実施に伴う顧客の負担が過重なものとならないよう配慮するものとする。

(取引の状況等の記録、保存等)

第 5 条 会員は、会員が定めるところにより、A T M引出しが行われた日、当該A T M引出しによって引き出された金銭の金額及び当該A T M引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引き落とされている場合はその金額並びに当該A T M引出しに係るA T Mの設置者を記録し(当該会員がA T Mを設置する場合は、これに加えてA T M引出しの状況をビデオテープ、写真その他の記録媒体に記録するものとする。)、それらの物件を保存するものとする。

2 会員は、顧客からその預託した資産に係る偽造カード又は盗難カードによるA T M引出しに係る事実を確認するために必要な資料の提供その他の協力を求められたときは、これに誠実に協力するものとする。

(顧客に対する配慮)

第 6 条 会員は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われた不正なA T M引出しに関し、当該A T M引出しに係る顧客に対して情報の提供その他の協力を求めるに当たっては、当該顧客の年齢、心身の状態等に十分配慮するものとする。

(電磁的方法による契約等)

第 7 条 会員は、第3条に定める書面による契約に代えて、当該書面による契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該会員は、当該書面による契約を行ったものとみなす。

2 前項の定めに基づき契約を行った会員は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。

(本協会への報告)

第 8 条 本協会は、カードの発行状況及び偽造カード又は盗難カードによる不正引出し被害の状況等を把握するため、会員に対し、報告を求めることができる。

付 則

1. この理事会決議は、平成18年2月10日から施行する。
2. 第3条及び第7条の規定は、この理事会決議施行前に締結された個人顧客(以下「既存顧客」という。)との間のカードに係る契約について準用する。
3. 2. の準用に係る既存顧客との当該カードに係る契約の変更方法については、書面による契約又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法のほか、あらかじめ当該既存顧客との間で契約した方法によることができる。

付 則 (平 19. 9. 18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改める。

2 改正条項は、次のとおりである。

(1) 条、項、号で表記。

- (2) 規則の題名、第1条、第2条本文、第2条第1号、第3条第1項、第3項第2号イからハ、第8条を改正。